

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供 又は使用の禁止の徹底について



2006年9月1日から、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、厚生労働省においては、平成23年1月27日付け基安発0127第1号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」等により関連団体に対しその遵守の徹底を要請しています。

しかしながら今般、成形品を加工したバスマット及びコースターに、石綿がその重量の0.1%を超えて含有している事案が把握されました。当該製品は、2001年に購入した成形品を原料として、2016年に開発した製品であったことが判明しています。

本事案の他にも、2006年8月以前に購入し、在庫として保有していた石綿含有の工業製品を、2006年9月以降に販売した事案が、複数確認されています。

厚生労働省は、同種事案の再発を防止するため、関連団体に対し、石綿を含有する製品を取り扱っていないかの点検について、周知徹底を行いました。

当社は、アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクターによる分析に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年11月27日付 厚生労働省](#)

研究開発箇所 守屋貴志